

村山市農業委員会総会会議録（第2回）

1. 期日 令和6年2月13日（火） 午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（16名）

1番	石川 賢也	—	—
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
—	—	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（2名）

7番	川田 雅紀	10番	板垣 厚志
----	-------	-----	-------

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第7号 村山市農用地利用集積計画について

議第8号 村山市農地賃借料情報について

5. 報 告

報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第4号 非農地証明願について

報第5号 村山市農作業賃金・機械利用料標準について

報第6号 運営委員会の報告について

農地利用最適化交付金事業実施要領の一部改正について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

2月に入っても積雪がないと言う、今までにない天候です。先ほど、門脇さんから資料として「農事気象予測」を説明していただいたが、先行き不安な予測なので当たらないことを祈りたいと思います。今後、気象状況が順調に推移すれば、良くなっていくのではないかと。

いずれにしても、皆さんにつきましては、体に気をつけて春作業に従事していただきたいと思っています。

それでは、第2回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

13番 高谷 太 委員、14番 高橋 昭 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は21番から25番までの5件で、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が3件となります。地目、面積は田が3,746㎡、畑が4,218㎡で合計7,964㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号21番から25番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(2月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第4号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は、1番、2番の2件で、地目、面積は、田が38㎡、畑が169㎡になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号1番は、農地を「駐車場」として整備するため、所有権の移転をするものです。

既存の駐車場用地が県道拡幅により収用されたことから、代替え地として、隣接する農地を取得するものです。

農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内に市役所の支所(大高根市民センター)があることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

申請番号2番は、農地を「車庫」として整備するため、使用貸借権の設定をするものです。

既存の車庫用地が県道拡幅により収用されたことから、隣接する農地を活用して車庫を新築するもので、親子間の使用貸借契約、タダの貸し借りとなります。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域「第一種住居地域」であることから「第3種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の残高証明書で確認しております。

いずれも2月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第5号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、2月2日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第6号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第7号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説

明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 11 番から 77 番の 67 件で、申請内容は、所有権移転が 11 件、利用権設定の新規が 56 件となります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、11 番から 77 番までの所有権移転、利用権設定の新規について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 3 件あります。

まずは、委員案件 67、73、75 番を除いた 11 番から 66 番、68 番から 72 番、74 番から 77 番の 62 件について、審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件 67、73、75 番を除いた 64 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 7 号の委員案件 67、73、75 番を除いた 64 件については、原案の通り可決決定されました。

続きまして、67 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

1 番委員はご退席願います。

(1 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、67 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第7号の67番について、原案の通り可決決定されました。
1番委員はご着席ください。

(1番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、73番の委員案件1件について審議に入ります。

13番委員はご退席願います。

(13番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、73 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第7号の73番について、原案の通り可決決定されました。
13番委員はご着席ください。

(13番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、75番の委員案件1件について審議に入ります。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、75 番について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第7号の75番について、原案の通り可決決定されました。これで議第7号は、原案のとおり、すべて可決決定されました。

続きまして、議第8号「村山市農地賃借料情報について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

2月5日開催した運営委員会において、令和5年1月から12月まで1年間の「農地法3条、農地利用集積計画」の賃貸借データ、田が940件、畑が71件、合計1,011件、うち農地中間管理事業分757件を基に抽出・検討を行った賃借料を記載しております。この金額は、土地改良区費を除いたもので、平均値の70パーセントを下回るもの及び超えるものを集計から除き百円単位で算出しています。

その結果、平均額で比較すると田は、昨年より600円高い6,000円となっており、畑は若干、減少しております。米価は同額(R4年183円/Kg⇒R5年183円/Kg〔同額〕)としております。くわえて、地域毎に金額、増減について説明を行った。

昨年に比べ、中間管理事業による貸借件数が増え(R4年376件⇒R5年757件)、特に大倉の金谷地区、戸沢の秋山地区において増加が著しく、ほ場整備事業が増加の要因となったようです。これが、賃借料の平均額を押し上げる要因とも考えられます。決定された内容については、市報3月1日号に掲載するとともに、市のホームページに掲示して情報提供いたします。また、チラシを作成し希望者へ配布する予定である旨、説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 8 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 3 号から報第 6 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 3 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 4 号「非農地証明願について」、報第 5 号「村山市農作業賃金・機械利用料標準について」、報第 6 号「運営委員会の報告について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 17 番から 40 番の 24 件です。田が 103, 105. 62 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるものが 16 件、借り人の都合によるものが 8 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

非農地証明願については、5 番の 1 件で、台帳地目で田 677 m²です。

申請内容の大半は、20 年以上前から労力不足により農地性が失われたものであります。2 月 2 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

村山市農作業賃金・機械利用料標準については、1 月 17 日に農政対策委員会を開催し素案の作成を行い、2 月 5 日に開催した策定協議会において、決定された金額になります。変動費、特に燃料費、農薬代、土代、種子代の増加により全般的に前年度より増加という案となっております。作業項目毎に増減など含め詳細に説明した。

この内容は、市報 3 月 1 日号に掲載するとともに、市のホームページに掲載して情報提供します。また、チラシを作成し希望者へ配布する予定です。

運営委員会の報告については、2 月 5 日に開催した内容の報告となります。

農地利用最適化交付金事業実施要領(市)の一部改正については、国からの「令和 5 年度の農地利用最適化交付金の使途に係る取り扱いについて」により、交付金の使途について適正な運用を図るよう通知があったため、能率給の額の算定方法を明確化するものです。

以上、報第 3 号から報第 6 号まで、報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第4号から議案第8号までの5件、報告の報第3号から報第6号までの4件について、終了します。

終了 午前10時40分